

中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		・ ・ ・ ・		法人名			
雇用者給与等支給額		1	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十六)付表「13」)		12	円
比較雇用者給与等支給額 (25)		2		雇用者給与等支給増加額 (3) - (12) (マイナスの場合は0)		13	
調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)		3		法人企業 税額等 の特 別 控 除 額 の 計 算	中 控 小 除 (7) ≥ 2.5% の場合において、(11) ≥ 10% 若しくは (8) = (10) > 0 のとき又は 経営力向上要件を満たすとき $(13) \times \frac{25}{100}$	14	
継続雇用者給与等支給額の計算等支給	継続雇用者給与等支給額 (30の①)	4			同 上 以 外 の 場 合 $(13) \times \frac{15}{100}$ ((7) < 0.015 の場合は 0)	15	
	継続雇用者比較給与等支給額 (30の②) 又は (30の③)	5			税計 中小企業者等税額控除限度額 (14) 又は (15)	16	
	継続雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6			調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	17	
教育訓練費増加割合の計算	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ ((5) = 0 の場合は 0)	7		当期税額基準額 $(17) \times \frac{20}{100}$	18		
	教育訓練費の額	8	円	当期税額控除可能額 ((16) と (18) のうち少ない金額)	19		
	中小企業比較教育訓練費の額 (35)	9		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の④」)	20		
	教育訓練費増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10		法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21		
教育訓練費増加割合 $\frac{(10)}{(9)}$ ((9) = 0 の場合は 0)		11					
比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算							
前事業年度又は前連結事業年度		国内雇用者に対する 給与等の支給額		適用年度の月数 — (22) の前事業年度又は 前連結事業年度の月数		比較雇用者給与等支給額 (23) × (24)	
22		23		24		25	
・ ・		円		—		円	
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算							
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算			
		適用年度		前事業年度等		前一年事業年度等特定期間	
		①		②		③	
事業年度等又は連結事業年度等		26		・ ・		・ ・	
雇用者給与等支給額		27	(1) 円	(23) 円		円	
同上のうち継続雇用者に係る金額		28					
適用年度の月数 (26の③) の月数		29				—	
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (28) 又は ((28) × (29))		30	円	円		円	
中 小 企 業 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 の 計 算							
事業年度又は連結事業年度		教育訓練費の額		適用年度の月数 — (31) の事業年度又は 連結事業年度の月数		改定教育訓練費の額 (32) × (33)	
31		32		33		34	
調整対象年度	・ ・	円		—		円	
	・ ・			—			
計							
中 小 企 業 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 (34の計) ÷ (調整対象年度数)		35					

別表六(二十六)

平三十一・四・一以後終了事業年度分